

【鑑文】

1 いわき水みらいビジョン2031の取組状況について

	文面(案)	根拠や引用元
第1段落	令和4年1月に策定された「いわき水みらいビジョン2031(計画期間:令和4~13年度)」における「安全」「強靭」「持続」の3つの方向性に位置付けられた66事業は、おおむね計画どおりに事業が進捗している。また、経営の効率化も、令和6年度までの効果額が合計39億8千万円となり、取組が着実に行われている状況にある。	諮問内容の理由より (事業評価と経営効率化の取組から抜粋・まとめ)
第2段落	しかし、令和6年度決算及び令和7年度当初予算を反映した財政収支見通しについては、人口減少等による水道料金収入の減少、賃金引き上げによる人件費や電気料金の高騰に伴う動力費の増加などにより、令和8年度以降、収益的収支が赤字となることに加え、計画期間内に資金不足が生じる見込みである。	諮問内容の理由より (財政収支見通しからの抜粋・まとめ)
第3段落	このため、同ビジョンに定める将来像の実現に向け、今後も経営環境の変化を的確に捉えながら、持続可能な経営基盤の確立に努めること。	-
第4段落	また、災害時の情報発信はもとより、実施した事業の進捗や成果をはじめ、経営効率化の取組、料金水準の見直しが必要な状況などの水道事業経営に関する情報についても、市民に伝わる情報発信に努めること。	審議会での意見事項

2 水道料金体系のあり方について

	文面(案)	根拠や引用元
第1段落	現行の水道料金体系を維持した場合、今後も水需要の減少により、水道料金収入の減少が避けられない見込みである。	体系のあり方②「水需要と水道料金収入の状況」p11～より
第2段落	このため、水需要の減少に影響されにくい水道料金体系への変更が必要であり、固定的費用を基本料金で回収できるような基本料金と水量料金の割合の見直しなどを行うこと。ただし、この変更は、生活用水使用者への影響も大きいことから、今後設置される審議会において慎重に審議すること。	諮問理由の内容より (体系のあり方のまとめ)

-	以上、今後の水道事業運営に反映されることを切に要望する。	-
---	------------------------------	---

【はじめに】

	文面(案)	根拠や引用元
第1段落	水道は、市民生活や産業活動に欠かせない社会的インフラの一つであり、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給することは、水道事業者の責務である。	水道法や国水道ビジョンの考え方より
第2段落	しかし、水道事業を取り巻く経営環境は、給水人口の減少や節水機器の普及等による水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少も続く見込みである。一方、老朽化した水道施設や管路の更新に加え、近年、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、東日本大震災や令和元年東日本台風などの経験を踏まえた水道システムの強靭化も急務となっていることから、一層厳しくなると考えられる。	水みらいビジョンを踏まえた、審議会の考え方
第3段落	本市の水道事業は、令和4年1月に「未来に引き継ぐいわきの水道～安全でおいしい水を必要なだけ～」を基本理念とする「いわき水みらいビジョン2031」（以下「ビジョン」という。）を策定し、更なる100年に向けて水道事業の基盤強化に努め、「安全」「強靭」「持続」の観点のもと、新たな将来像への歩みを着実に進めているところである。水道局では経営効率化の取組を着実に実施しているが、水道施設や管路の整備には多額の費用を要することから、令和6年度決算及び令和7年度当初予算を反映した直近の財政収支見通しでは、令和8年度以降収益的収支が赤字となることに加え、計画期間内に資金不足も生じる見込みである。	水みらいビジョンの方針性より 決算（収支見通し）での説明内容（審議会確認）
第4段落	また、現行の水道料金体系は、料金原価のうち約9割を占める固定的費用を基本料金で回収できないなどの課題があることから、水需要の減少に影響されにくい料金体系の構築に向け、基本料金と水量料金の割合や水量料金の逓増制の見直しなどの審議を行ったところである。	体系のあり方の審議状況（第19次諮問内容）
第5段落	本審議会は、令和6年1月23日に、市長から「今後の水道事業経営」について諮問を受け、その後、9回にわたりビジョンの取組状況や水道料金体系のあり方などについて審議を重ね、本答申を取りまとめた。	第19次審議状況のまとめ

I (I) 令和6年度までの事業評価

	文面(案)	根拠や引用元
第1段落	ビジョンでは、水道事業の基本理念「未来に引き継ぐいわきの水道～安全でおいしい水を必要なだけ～」のもと、目指すべき将来像の実現に向けた歩みを着実に進めるため、令和4年度から令和13年度までの10年間の基本方針を掲げ、各種施策や66の事業を展開するとともに、これらの事業評価を行っている。	水みらいビジョンの概要より
第2段落	事業評価は、事業の進捗管理を5段階で評価する「実施事業評価」と、事業活動の効果を評価・分析する「業務指標評価」で行い、特に重要な事業として位置付けられた9つの主要事業については、進捗や効果を分かりやすく把握できるよう14の重要業務指標(KPI)を設定している。	事業評価の概要(審議会確認)
第3段落	これらの評価により、ビジョンが予定どおり進捗しているか、事業の効果がどのように現れているかを確認することが可能となり、より効率的かつ効果的な事業運営を可能としている。	事業評価の効果(審議会確認)
第4段落	(ア) 66事業の実施事業評価について ほとんどの事業がA評価(順調に進捗している)またはB評価(おおむね順調に進捗している)となっている。(表省略)	事業評価での説明内容(意見総括より)
第5段落	(イ) 重要業務指標(KPI)について 9指標が令和6年度目標値を達成、2指標が達成見込みとなったことから、主要事業の成果が現れている。(表省略)	事業評価での説明内容(事業評価や第19次総括の意見総括より)
第6段落	(ウ) 事業評価のまとめ 施策の展開に当たっては、各事業の取組を引き続き推進していく必要があると判断される。 しかし、多額の費用を要する「老朽管更新事業」については、事業効果の指標の一つである「管路の更新率」について、年間の更新率を管路総延長の1%（約23km）を目標としているが、3年間の実績平均値は0.87%、更新管路延長について約20kmとなっている。 この値は、全国平均値を上回っており、事業の取組についておおむね順調に進捗していると評価できること、また、今後において収益的収支が赤字となる見込みであることや計画期間内に資金不足が生じる見込みであるなど厳しい経営環境であることを踏まえ、改めて更新優先度を検討し、管路の更新率1%にこだわらない事業の再検証を望むものである。	第19次総括での個別意見を踏まえた、まとめ

I (2) 経営効率化の取組

	文面(案)	根拠や引用元
第1段落	経営効率化については、これまでも効率的な組織体制の構築や浄水場運転管理業務の民間委託、水道料金に関わる営業業務部門の包括委託などにより人件費の縮減を進めるとともに、企業債借入の抑制により支払利息の縮減を図るなどの取組を推進してきている。	水みらいビジョンp137での記載説明 (第18次説明内容)
第2段落	しかし、今後も水需要の減少により収入の大部分を占める水道料金収入が減少していくことが見込まれ、事業を健全に運営していくためには、料金水準の見直し等の財源確保の検討が必要不可欠となり、経営環境はこれまで以上に厳しい状況となることが見込まれている。	効率化の取組での説明内容(審議会確認)
第3段落	今後においても、ビジョンに掲げた目指すべき将来像への歩みを効率的に進めるため、経営効率化の取組を着実に実施していくことが重要であり、更なる収入増加、経費節減に向けた取組を検討、実施していく必要がある。(表省略)	経営効率化の取組での説明内容(意見総括より)

I (3) 計画期間の財政収支見通し

	文面(案)	根拠や引用元
第1段落	ビジョンでは、水道施設総合整備計画やアセットマネジメントを踏まえた長期的な財政収支見通し(50年間)を作成した上で、ビジョンにおける令和4年度から令和13年度までの10年間の財政収支計画を作成している。	水みらいビジョンp128での記載内容
第2段落	ビジョン策定時の財政収支計画では、令和11年度に収益的収支が赤字となる見込みであったが、直近の財政収支見通しでは、赤字となる時期が令和8年度に早まるに加え、令和12年度には資金不足も生じる見込みであり、厳しい財政状況となっている。(表省略)	R6決算での説明内容(意見総括より)

2 水道料金体系のあり方

	文面(案)	根拠や引用元
第1段落	昨今の水需要の減少により水道料金収入の減少傾向が避けられない状況を鑑み、水需要の減少に影響されにくい料金体系の構築に向け、基本料金と水量料金の割合及び水量料金の逓増制の見直しなど審議してきたところである。	あり方の審議状況(第19次諮問内容)
第2段落	基本料金と水量料金の割合については、現在、全体の約9割を占める固定的費用に対し、固定的収入となる基本料金の割合は料金収入の約3割となっており、水道事業を行うために必要な費用を回収できていない(図1参照)。	諮問内容と同じ あり方①「課題1」の説明内容(審議会確認)
	図1 費用構造と収入構造の違い	
第3段落	また、水量料金は水を多く使うほど高単価となる逓増制を採用している。使用水量の減少傾向に伴い、変動的収入である水量料金は、この逓増制の仕組みにより水量料金に大きく影響し、安定経営に資する料金体系とは言い難い状況となっている。	あり方①「課題2」の説明内容(審議会確認)
第4段落	水道事業者が水道料金を設定する際の指針である水道料金算定要領(以下「算定要領」という。)では、基本料金と水量料金の割合を設定するに当たり、施設の利用状況を示す負荷率、最大稼働率、施設利用率を使った配分基準が示されている。算定要領に基づき、固定的収入となる基本料金の割合を引き上げ、使用水量に応じた変動的収入となる水量料金の割合を引き下げることが可能であり、基本料金の割合を高めた場合、水需要の減少に影響されにくい体系となる(図1参照)。	あり方全体での説明内容(審議会確認)
第5段落	一方、基本料金の割合を高めた場合、生活用水使用者の負担が重くなるといったデメリットがあることから、今後の料金体系については、生活用水使用者に配慮しつつ、固定的費用を基本料金で回収するような体系に段階的に変更していくことが必要である。	同上
第6段落	本市の水道料金体系は、これまでも算定要領を基本に構築しており、算定方法は総括原価方式を採用している。これは、人件費や動力費、修繕費、減価償却費などの原価に、資産維持費を加えたものとされており、資産維持費は、将来の水道施設の更新等に必要な財源として内部留保されるべき額である。	あり方①p5での説明内容(審議会確認)
第7段落	水道料金体系のあり方では、水需要の減少に影響されにくい料金体系の構築に向け、基本料金と水量料金の割合や水量料金の逓増制の見直しが必要であるが、安定経営に資する料金体系とするには、料金水準の見直しも併せて必要であることから、今後設置される審議会において、具体的かつ慎重に検討する必要がある。	あり方③p31での説明内容(意見総括より)